

# 三島市散骨場の経営の許可等に関する条例案について

## 1 趣旨

この条例は、三島市における散骨場の経営の許可等の基準について必要な事項を定めることにより、散骨場の経営の適正を図り、もって公衆衛生の向上、生活環境の保全、その他公共の福祉に寄与することを目的とするものです。

## 2 制定の背景

都市化や家族形態の変化、少子高齢化の進展等によって墓地埋葬に関する社会環境も変化し、墓地に対する国民意識も変化するとともに、いわゆる散骨等への関心も高まっています。地域の墓地埋葬においては、様々な住民の意識、宗教的な感情や私権と、公衆衛生等の公共の福祉との調和を図っていくことが必要ですが、近年、散骨場の建設をめぐって、その近隣住民や地方自治体と業者との間でトラブルとなるケースが生じています。しかしながら、散骨については、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）」の規定の範囲外にあるとされ、国で規制する法規が存在しない以上、それぞれの地方自治体が独自で条例を制定するなどの対応が求められています。

現在、三島市において墓地等に関する例規は「三島市墓地、埋葬等に関する法律施行細則」のみとなっています。この規則は、法の規定に基づく墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可の手續等に関し、法及び「墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生労働省令第24号）」に定めるもののほか、必要な事項を定めたものです。

三島市においても、独自の散骨場の経営の許可等に関する条例を制定し、散骨をめぐるとのトラブルを未然に防ぐ準備をしておく必要性が高まっています。

## 3 条例案の概要

本条例では、以下の内容を定める予定です。

### (1) 散骨の定義

- ア 散骨 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第2項に規定する火葬に生じた骨の粉末（その形状が顆粒状のもの及び遺灰を含む。）を地表等へ散布する行為のことです。
- イ 散骨場 散骨を行うための区域として、市長の許可を受けた区域のことです。
- ウ 散骨事業 散骨場を整備及び経営することです。
- エ 散骨事業者 散骨場を整備及び経営しようとするもの又は現に経営しているものをいいます。

### (2) 事前協議

散骨事業者は申請を行なう前に、当該散骨事業の計画について、あらかじめ市と協議しなければなりません。

### (3) 事前説明会の開催

散骨事業者は、許可申請を行なう前に、近隣住民等に対し、当該散骨事業の計画について説明会を開催しなければなりません。

### (4) 隣接土地所有者の同意

散骨事業者は、許可申請を行う前に、あらかじめ、当該散骨事業の実施について、当該散骨場と境界を接する全ての土地所有者の同意を得なければなりません。

### (5) 標識の設置

経営等許可を受けようとする者は、散骨場経営等計画の周知を図るため、当該計画敷地（散骨場経営等計画に基づき、散骨場を経営しようとするために必要な土地の区域をいう。）の外部から見やすい場所に標識を設置しなければなりません。

### (6) 許可の基準

散骨事業の計画が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、経営の許可をすることができません。

- ア 散骨場は、散骨場を経営しようとする者が所有し、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものであること。
- イ 散骨場の境界と観光資源、河川、公園、学校、保育園、病院その他の公共施設と水平投影面における最短の距離が300メートル以上離れていること。
- ウ 隣接する他の市町との区域の境界から、水平投影面における最短の距離が300メートル以上離れていること。
- エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた用途区域以外の場所であること及びその境界線からの水平投影面における最短の距離が300メートル以上であること。
- オ 散骨場の経営に施行及び経営に当たっては、地すべり、出水等災害のおそれのない場所であり、かつ、土砂の流出防止等の災害防止対策が講じられている場所とすること。
- カ 飲料水を汚染するおそれがないこと。
- キ 火葬により生じた骨の粉末の飛散防止及び流出防止等の対策を講じること。
- ク 散骨場の境界には、障壁又は密植した低木の垣根等を設けること。
- ケ 散骨場の周囲には、かん水設備等を配置した適切な緑地帯を設けること。
- コ 駐車場を設けること。ただし、周囲の状況により必要がないと認められる場合はこの限りではない。

### (7) 立入検査

市職員に事業者の事務所又は散骨場若しくはその附属施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができることとします。

### (8) 改善勧告

散骨事業者に対し、当該条件、基準及び手続に適合するよう必要な措置を講ずるよう勧告することができることとします。

**(9) 改善命令**

散骨事業者が改善勧告に従わないときは、事業者に対し、期限を定めて、必要な改善を命ずることができることとします。

**(10) 許可の取消し等**

散骨事業者が改善命令に従わないときは、散骨事業者に対し、当該散骨場の全部又は一部の使用を制限し、若しくは使用の禁止を命じ、又は許可を取り消すことができることとします。

**(11) 中止命令**

許可を受けずに散骨事業を行なっている者又は偽りその他不正な手段により許可を受けた者に対し、当該散骨事業の中止を命ずることができることとします。

**(12) 原状回復命令等**

規定により許可を取り消したとき、又は規定により事業の中止を命じたときは、散骨事業者に対し、期限を定めて、原状回復その他必要な措置を命ずることができることとします。

**(13) 公表**

規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表することができることとします。

**4 施行期日**

平成29年4月1日から施行する予定です。